

恵庭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年2月15日

恵庭市長 原 田



恵庭市条例第1号

恵庭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
恵庭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第21号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
<p>第1条（略）</p> <p>（給与）</p> <p>第2条 前条の給与(以下「給与」という。)は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として採用された会計年度任用職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。) 給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び<u>期末手当</u></p> <p>—</p> <p>(2) 法第22条の2第1項第1号に掲げる職</p>	<p>第1条（略）</p> <p>（給与）</p> <p>第2条 前条の給与(以下「給与」という。)は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として採用された会計年度任用職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。) 給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u></p> <p>(2) 法第22条の2第1項第1号に掲げる職</p>

現行	改正案
<p>員として採用された会計年度任用職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)</p> <p>報酬及び期末手当</p> <p>2 (略)</p> <p>第3条～第8条 (略)</p> <p>第9条～第15条 (略)</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員に対する期末手当)</p> <p>第16条 給与条例第17条から第17条の3までの規定は、任期の定めが6か月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ないものとして市長が規則で定める者を除く。以下この条において同じ。))について準用する。この場合において、給与条例第17条第1項前段中「15日」とあるのは「30日」と、「5日」とあるのは「28日」と、同条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。附則第6項第3号において同じ。))において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6か月以内の在職期間における報酬(第12条から第14条までに規定する報酬を除く。)の1か月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</p>	<p>員として採用された会計年度任用職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)</p> <p>報酬、期末手当及び勤勉手当</p> <p>2 (略)</p> <p>第3条～第8条 (略)</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)</p> <p>第8条の2 給与条例第17条の4の規定は、任期の定めが6か月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。</p> <p>2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第17条の4の規定による勤勉手当の支給について準用する。</p> <p>第9条～第15条 (略)</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員に対する期末手当)</p> <p>第16条 給与条例第17条から第17条の3までの規定は、任期の定めが6か月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ないものとして市長が規則で定める者を除く。以下この条及び次条第1項において同じ。))について準用する。この場合において、給与条例第17条第1項前段中「15日」とあるのは「30日」と、「5日」とあるのは「28日」と、同条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。附則第6項第3号において同じ。))において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6か月以内の在職期間における報酬(第12条から第14条までに規定する報酬を除く。)の1か月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</p>

現行	改正案
<p>2・3 (略)</p> <p>第 17 条～第 24 条 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p> <p><u>(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)</u>  <u>第 16 条の 2 給与条例第 17 条の 4 の規定は、</u>  <u>任期の定めが 6 か月以上のパートタイム会計年</u>  <u>度任用職員について準用する。この場合におい</u>  <u>て、同条第 3 項中「それぞれその基準日現在に</u>  <u>おいて職員が受けるべき給料及び扶養手当の月</u>  <u>額並びにこれらに対する地域手当の月額合計</u>  <u>額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、</u>  <u>又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死</u>  <u>亡した日)以前 6 か月以内の在職期間における</u>  <u>報酬(第 12 条から第 14 条までに規定する報酬</u>  <u>を除く。)の 1 か月当たりの平均額」と読み替え</u>  <u>るものとする。</u></p> <p>2 <u>前条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項におい</u>  <u>て準用する給与条例第 17 条の 4 の規定による</u>  <u>勤勉手当の支給について準用する。</u></p> <p>第 17 条～第 24 条 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(恵庭市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

2 恵庭市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
<p>第 1 条～第 6 条 (略)</p> <p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第 7 条 (略)</p> <p>2 職員の給与に関する条例第 17 条の 4 第 1 項に規定するそれぞれの基準日に育児休業</p>	<p>第 1 条～第 6 条 (略)</p> <p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第 7 条 (略)</p> <p>2 職員の給与に関する条例第 17 条の 4 第 1 項に規定するそれぞれの基準日に育児休業</p>

現行	改正案
<p>をしている職員(会計年度任用職員を除く。) のうち、基準日以前 6 月以内の期間において 勤務した期間がある職員には、当該基準日に 係る勤勉手当を支給する。</p> <p>第 8 条～第 25 条 (略)</p>	<p>をしている職員_____</p> <p>のうち、基準日以前 6 月以内の期間において 勤務した期間がある職員には、当該基準日に 係る勤勉手当を支給する。</p> <p>第 8 条～第 25 条 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。